

水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準値（案）

今回基準値の設定を行う水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準値（案）は次のとおりです（農薬登録保留基準については参考1を参照）。

農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件（昭和46年3月農林省告示第346号）第3号の規定に基づき、水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準（平成18年12月環境省告示第143号）を改正し、下表の農薬の成分の公共用水域における水産動植物被害予測濃度について同表の基準値を新たに設定します。

なお、新たに設定する基準値は改正告示の公布の日から適用することとします。

(RS) - 2 - [2 - (3 - クロロフェニル) - 2 , 3 - エポキシプロピル] - 2 - エチルインダン - 1 , 3 - ジオン (別名インダノファン)	2.9 µg / l
5 - tert - ブチル - 3 - [2 , 4 - ジクロロ - 5 - (プロパ - 2 - イニルオキシ) フェニル] - 1 , 3 , 4 - オキサジアゾール - 2 (3 H) - オン (別名オキサジアアルギル)	7.3 µg / l
(E , Z) - 4 - [3 - (4 - クロロフェニル) - 3 - (3 , 4 - ジメトキシフェニル) アクリロイル] モルホリン (別名ジメトモルフ)	670 µg / l
[3 - (4 , 5 - ジヒドロ - 1 , 2 - オキサゾール - 3 - イル) - 4 - メシル - o - トリル] (5 - ヒドロキシ - 1 - メチルピラゾール - 4 - イル) メタノン (別名トブラメゾン)	9,500 µg / l
3 - [(2 , 5 - ジクロロ - 4 - エトキシベンジル) スルホニル] - 4 , 5 - ジヒドロ - 5 , 5 - ジメチル - 1 , 2 - オキサゾール (別名フェノキサスルホン)	0.93 µg / l
S - - エトキシカルボニルベンジル = O , O - ジメチル = ホスホロジチオアート (別名フェントエート (PAP))	0.077 µg / l
(RS) - 5 - クロロ - N - (1 , 3 - ジヒドロ - 1 , 1 , 3 - トリメチルイソベンゾフラン - 4 - イル) - 1 , 3 - ジメチルピラゾール - 4 - カルボキサミド (別名フラメトピル)	140 µg / l
3 - シクロヘキシル - 6 - ジメチルアミノ - 1 - メチル - 1 , 3 , 5 - トリアジン - 2 , 4 (1 H , 3 H) - ジオン (別名ヘキサジノン)	41 µg / l